

千葉県弁護士会紛争解決センター
重要事項説明書
[提出用]

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番9号

千葉県弁護士会館内

千葉県弁護士会紛争解決支援センター

TEL 043-227-8431

FAX 043-225-4860

(受付時間) 午前10時から午前11時30分

午後1時から午後4時まで

(送金先口座) 千葉銀行 中央支店 普通預金 口座番号4414291

「千葉県弁護士会紛争解決支援センター」名義

以下は、千葉県弁護士会紛争解決支援センターに申立てをされるにあたり、必ずご理解をいただきたい事項です。

以下の注意事項をよくお読みいただいた上、ご了承いただきましたら、本書末尾にご署名・押印のうえ、「和解あっせん申立書」とともに当センターにご提出下さい。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。

1. 和解あっせんを申し立てる場合は、持参または郵送にて、千葉県弁護士会紛争解決支援センター（以下、「当センター」といいます。）に申立書を提出してください。申立書の書式は当センターで入手することや、千葉県弁護士会ホームページからダウンロードすることができます。
2. 申立書と申立書に添付する証拠書類は、相手方の人数+2通分コピーして、申立書と合わせてご提出ください。
3. 和解あっせんの申立てにあたっては、申立手数料10,000円（消費税別）がかかります。 医事紛争の場合には、申立手数料20,000円（消費税別）がかかります。

千葉県弁護士会で現金にてお支払いいただくか、当センターの上記送

金先口座までお振込み下さい(振込手数料のご負担をお願いします。)。
申立手数料が全額納付されてから手続きが開始されます。

4. 和解あっせん手続において、期日が開かれるごとに期日手数料5,000円(消費税別)、医師や建築士など専門委員がいる場合はその日当、審理のために必要な鑑定費用、交通費等の実費、あっせん人の日当等がかかる場合があります。
5. 第1回期日は、通常、申立書提出から1か月程度先となります。あっせん人、申立人の都合が合う日を最初の期日とし、相手方に通知します。
6. 当センターの和解あっせんは、弁護士のあっせん人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。裁判と異なり、相手方が欠席しても相手方の負けが決定される訳ではありません。
相手方が応諾しない場合(当センターの呼出に応じず出席しない場合)や話し合いがまとまらない場合には、和解あっせん手続きは終了となります。その場合でも、申立手数料は返金できません。
また、申立人の都合で申立を取り下げの場合も、申立手数料は返金できません。
7. 当センターの和解あっせん申立てには時効中断効がありません。したがって、早急に時効を中断する必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。
8. あっせん人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。
申立てから3回の話し合い、3か月以内に解決することを目指して支援しますが、その期間内に解決しない場合もあります。また、最終的に和解に至らない場合には、和解あっせん手続は不成立により終了します。
9. 紛争が解決した場合、上記1の申立手数料とは別に、成立手数料がかかります。成立手数料は、以下の表のとおり、解決額に応じて算出され

ます。成立手数料は、原則として、申立人と相手方が折半して負担します。

例えば、相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は8万円となり、申立人と相手方がそれぞれ4万円（+消費税）ずつを本センターに納付して頂きます。

成立手数料算定方法（別途消費税を加算する。）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 100万円までの場合 | 8%（最低額2万円） |
| ② 100万円を超え300万円以下の場合 | 5% + 3万円 |
| ③ 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1% + 15万円 |
| ④ 3000万円を超える場合 | 0.5% + 30万円 |

※ 紛争解決額に上記割合を掛けて算出した額が、成立手数料の総額にな

< 医事紛争の場合 >

成立手数料算定方法（別途消費税を加算する。）

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| ① 300万円までの場合 | 8%（最低額10万円） |
| ② 300万円を超え1500万円以下の場合 | (紛争の価額 - 300万円) × 3% + 24万円 |
| ③ 1500万円を超え3000万円以下の場合 | (紛争の価額 - 1500万円) × 2% + 60万円 |
| ④ 3000万円を超え5000万円以下の場合 | (紛争の価額 - 3000万円) × 1% + 90万円 |
| ⑤ 5000万円を超え1億円以下の場合 | (紛争の価額 - 5000万円) × 0.7% + 110万円 |
| ④ 1億円を超える場合 | (紛争の価額 - 1億円) × 0.5% + 145万円 |

10. 研究・研修(当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム、協議会など)・学習会・広報(当会の会報など)において、個人情報識別されないように加工したうえで、本件の事案や和解あっせん手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒、ご了解下さい。

《ご署名欄》

以上の重要事項をすべて確認のうえ、上記10項目について了解いたしました。

令和 年 月 日

ご署名： _____ (印)

千葉県弁護士会紛争解決センター
重要事項説明書
[控え用]

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番9号

千葉県弁護士会館内

千葉県弁護士会紛争解決支援センター

TEL 043-227-8431

FAX 043-225-4860

(受付時間) 午前10時から午前11時30分

午後1時から午後4時まで

(送金先口座) 千葉銀行 中央支店 普通預金 口座番号4414291

「千葉県弁護士会紛争解決支援センター」名義

以下は、千葉県弁護士会紛争解決支援センターに申立てをされるにあたり、必ずご理解をいただきたい事項です。

以下の注意事項をよくお読みいただいた上、ご了承いただきましたら、本書末尾にご署名・押印のうえ、「和解あっせん申立書」とともに当センターにご提出下さい。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。

1. 和解あっせんを申し立てる場合は、持参または郵送にて、千葉県弁護士会紛争解決支援センター（以下、「当センター」といいます。）に申立書を提出してください。申立書の書式は当センターで入手することや、千葉県弁護士会ホームページからダウンロードすることができます。
2. 申立書と申立書に添付する証拠書類は、相手方の人数+2通分コピーして、申立書と合わせてご提出ください。
3. 和解あっせんの申立てにあたっては、申立手数料10,000円（消費税別）がかかります。 医事紛争の場合には、申立手数料20,000円（消費税別）がかかります。
千葉県弁護士会で現金にてお支払いいただくか、当センターの上記送金先口座ま

でお振込み下さい（振込手数料のご負担をお願いします。）。申立手数料が全額納付されてから手続きが開始されます。

4. 和解あっせん手続において、期日が開かれるごとに期日手数料5,000円（消費税別），医師や建築士など専門委員がいる場合はその日当，審理のために必要な鑑定費用，交通費等の実費，あっせん人の日当等がかかる場合があります。
5. 第1回期日は、通常、申立書提出から1か月程度先となります。あっせん人、申立人の都合が合う日を最初の期日とし、相手方に通知します。
6. 当センターの和解あっせんは、弁護士のあっせん人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。裁判と異なり、相手方が欠席しても相手方の負けが決定される訳ではありません。
相手方が応諾しない場合（当センターの呼出に応じず出席しない場合）や話し合いがまとまらない場合には、和解あっせん手続きは終了となります。その場合でも、申立手数料は返金できません。
また、申立人の都合で申立を取り下げる場合も、申立手数料は返金できません。
7. 当センターの和解あっせん申立てには時効中断効がありません。したがって、早急に時効を中断する必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。
8. あっせん人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。
申立てから3回の話し合い、3か月以内に解決することを目指して支援しますが、その期間内に解決しない場合もあります。また、最終的に和解に至らない場合には、和解あっせん手続は不成立により終了します。
9. 紛争が解決した場合、上記1の申立手数料とは別に、成立手数料がかかります。
成立手数料は、以下の表のとおり、解決額に応じて算出されます。成立手数料は、原則として、申立人と相手方が折半して負担します。
例えば、相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成

立手数料は8万円となり、申立人と相手方がそれぞれ4万円（+消費税）ずつを本センターに納付して頂きます。

成立手数料算定方法（別途消費税を加算する。）

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 100万円までの場合 | 8%（最低額2万円） |
| ② 100万円を超え300万円以下の場合 | 5%+3万円 |
| ③ 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1%+15万円 |
| ④ 3000万円を超える場合 | 0.5%+30万円 |

※ 紛争解決額に上記割合を掛けて算出した額が、成立手数料の総額になります。

<医事紛争の場合>

成立手数料算定方法（別途消費税を加算する。）

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 300万円までの場合 | 8%（最低額10万円） |
| ② 300万円を超え1500万円以下の場合 | (紛争の価額-300万円)×3%+24万円 |
| ③ 1500万円を超え3000万円以下の場合 | (紛争の価額-1500万円)×2%+60万円 |
| ④ 3000万円を超え5000万円以下の場合 | (紛争の価額-3000万円)×1%+90万円 |
| ⑤ 5000万円を超え1億円以下の場合 | (紛争の価額-5000万円)×0.7%+110万円 |
| ④ 1億円を超える場合 | (紛争の価額-1億円)×0.5%+145万円 |

10. 研究・研修（当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム、協議会など）・学習会・広報（当会の会報など）において、個人情報識別されないように加工したうえで、本件の事案や和解あっせん手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒、ご了解下さい。

以上